

平成30年 第2回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 31

会議日程・付議事件

会議日時 平成30年2月15日(木) 午後2時

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	報告第3号	専決報告について(平成30年度川西市一般会計当初予算について)	
5	議案第8号	平成30年度における川西市教育推進方針の策定について	
6	議案第9号	平成29年度川西市一般会計補正予算について	
7	議案第10号	川西市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	議案第11号	川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	
9	議案第12号	川西市指定文化財(天然記念物)ガイドラインについて	
10	議案第13号	川西市登録文化遺産保護制度について	
11		諸報告	

出席者

教 育 長 牛 尾 巧

委 員 加 藤 隆一郎
(教育長職務代理者)

委 員 磯 部 裕 子

委 員 服 部 保

委 員 鈴 木 温 美

説明のため出席を求めた者

こども未来部長	中塚一司
教育推進部長	木下博
こども家庭室長	山元昇
教育推進部参事兼学校指導課長	伊豆崇
まなび支援室長	枅川隆雄
教育総務課長	藪内寿子
教職員課長補佐	岸本典子
こども・若者政策課長	岩脇茂樹
子育て・家庭支援課長	増田善則
こども育成課長	丸野俊一
こども育成課主幹	河南裕美
学校指導課主幹	升村誠志
生徒指導支援課長兼青少年センター所長	西門隆博
教育相談センター所長	荒木浩
社会教育・文化財課長兼文化財資料館長	井上昌子
地域こども支援課長	大屋敷美子
中央図書館長	村山尚子
中央公民館長	藤井恵子
公共施設マネジメント室主幹 (施設整備担当)	小林尚司

議事録作成者

教育総務課主査 岸本匡史

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
報告 3	専決報告について（平成30年度川西市一般会計当初予算について）	30.2.15	30.2.15	承認
議案 8	平成30年度における川西市教育推進方針の策定について	30.2.15	30.2.15	可決
議案 9	平成29年度川西市一般会計補正予算について	30.2.15	30.2.15	可決
議案 10	川西市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30.2.15	30.2.15	可決
議案 11	川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	30.2.15	30.2.15	可決
議案 12	川西市指定文化財（天然記念物）ガイドラインについて	30.2.15	30.2.15	可決
議案 13	川西市登録文化遺産保護制度について	30.2.15	30.2.15	可決

につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いいたします。

こども未来部長
(中塚) それでは、事務状況報告の1点目、「小中学校における校庭の改良工事について」ご報告申し上げます。

小中学校の校庭につきましては、長年の使用により水はけが悪くなり、使用できないことが多いなど、学校などからの改良の要望もございます。今年度におきましては、多田中学校、川西中学校、多田東小学校、北陵小学校の校庭の改修工事を実施いたしました。平成30年度予算には、小学校1校、中学校2校の校庭改良工事を計上しようとしており、小学校は、緑台小学校の運動場を、中学校につきましては、川西南中学校の第一グラウンド及び東谷中学校のテニスコートを予定しております。改良工事の内容といたしまして、表層部分の現状の土を良質土に入れ替え、また長年の使用によって凸凹ができていたグラウンドの水勾配の調整も併せて行うといったものでございます。工事時期につきましては、学校運営に影響の少ない時期に行えるよう調整してまいります。

改良工事によりまして、水はけの改善が見込め、雨天後、校庭の使用開始時期が早まり、屋外での教育活動の時間を確保しやすくなるものと考えております。

1点目については以上でございます。

教育推進部長
(木下) 続きまして、事務状況報告の2点目、川西市PTA連合会との教育懇談会についてご報告いたします。

2月8日の木曜日に中央公民館レセプションルームにおいて、川西市PTA連合会と教育委員会事務局との懇談会が行われました。PTA連合会からは今年度及び来年度の連合会総務の皆様や、各小学校・中学校・養護学校の今年度及び来年度のPTA代表の方々にご出席いただき、教育委員会事務局からは教育長をはじめ各所属長が出席し、1時間30分にわたり懇談会が行われました。

内容は、川西市PTA連合会から「提議書」が出され、それについて教育委員会事務局から回答するという形式で行われました。具体的な提議書の内容としては、各単Pから出された質問や意見を集約されたものであり、1つ目として、「児童・生徒指導上の諸問題」について、2つ目に「学力・学校教育」について、3つ目「給食」について、4つ目「学校配置の適正化」について、5つ目「設備」について、6つ目「教員」について、7つ目「学童保育」について、8つ目「安全」について、の8項目でございました。

この会につきましては、最初に教育長から「川西の教育」について、平成29年度の取り組みと平成30年度に向けての説明をしていただいた後に、教育委員会事務局の各所属長から回答を行うという形でさせていただきました。

2点目については以上でございます。

こども未来部長
(中塚)

続きまして3点目、1月分の教育委員の活動についてご報告いたします。
1月8日に行われました成人式にご出席いただき、新成人の門出をお祝いいいただきました。

磯部委員には、阪神地区女性教育委員の会幹事会及びPTCAフォーラムにご出席いただきました。

服部委員には、北摂里山大学の講義の中で市内の天然記念物を、南但馬自然学校で開かれました兵庫県議会文教常任委員会で川西市の体験学習の体系をご紹介いただいたほか、兵庫県の貴重な野生生物等専門委員会(植物群落)で県のレッドリストを市の天然記念物指定に活用していることを報告されております。

鈴木委員には、阪神地区女性教育委員の会幹事会、清和台幼稚園の市指定研究発表会にご出席いただいたほか、市立幼稚園の連合作品展を見学いただきました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

磯部委員

2番の川西市PTA連合会との教育懇談会について意見がございます。毎年PTA連合会からは教育委員会宛に提議書というものをいただいております。今回も8つの項目にそれぞれ質問と生の声をいただいております。

各関連の長の皆さんはこの提議書を全てごらんになっていると思いますが、各課の職員の皆さんはいかがでしょうか。ぜひ課の皆さんも、生の声

や質問事項に目を通していただき、普段の仕事に保護者の皆さんの視点や考え方、価値観を生かしていただければと思います。いわゆる供覧、回覧ですね、そのようなものをしていただければと思います。既になさってるかもしれませんが、改めましてよろしくお願いたします。

牛尾教育長

ありがとうございます。

それでは、事務状況報告については以上といたします。

牛尾教育長

では次に、日程第4、報告第3号「専決報告について(平成30年度川西市一般会計当初予算について)」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長
(藪内)

それでは、報告第3号、「平成30年度川西市一般会計当初予算について」ご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。本案は、平成30年度川西市一般会計予算のうち、教育委員会関係予算について、市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処理したもので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案書の3ページをご覧ください。

まず、平成30年度川西市の一般会計予算案は、569億4,100万円で、前年度比23億7,200万円、4.3%の増となっております。一般会計予算のうち、教育委員会関係予算は、125億9,709万円で、一般会計に占める割合は22.1%でございます。前年度に比べ9億6,010万7千円、率にしまして8.3%の増でございます。

民生費の児童福祉費で前年度に比べ約8億円程度増、教育費で前年度に比べ約1億6千万円程度増となっております。

教育委員会関係予算につきましては、第3款の「民生費」につきましては、第3項「児童福祉費」、第10款の「教育費」につきましては、第1項「教育振興費」から第7項「生涯学習費」までに分類して予算を計上しております。

説明に当たりまして、予算の概要の中で、政策別主要事業として掲載されるものの中から、教育委員会所管の部分の部分を抜粋したものを5ページから6ページに掲載させていただいておりますので、この資料に基づき説明させていただきます。

主な事業につきましては、教育委員協議会などでも協議し、ご意見をいただいていたところでございます。

事業の並び順については行政組織順で整理させていただいております。なお、市長権限事務を教育委員会事務局で補助執行している現子育て・家庭支援課所管分、教育委員会権限事務を市長部局で補助執行することとなる現公共施設マネジメント室所管分もあわせて掲載させていただいております。担当所管課名につきましては、今後改正を予定している平成30年度の組織名称で記載しています。

教育委員会所管の事業は、第5次総合計画での体系に即して、「生きがい(育つ・学ぶ)」に掲載されます。

1 小学校教職員人事管理事業等で、小・中・特別支援学校において、夏季休業期間を短縮し、年間授業日数を3日間増やすことにより、児童生徒の学力の充実に向けた取り組みを推進するための経費として261万円を、2 中学校給食運営事業の中学校給食実施準備事業で、センター方式による中学校給食の実施に向けて、PFI導入の可能性について調査するための経費として500万円を、3 外国語教育推進事業で小学校の外国語活動の全授業にALT又は地域人材を配置するとともに、中学校、特別支援学校の外国語科の授業にALTの配置を拡充するための経費として1,712万円を、4 生徒指導支援事業でスクールソーシャルワーカーの配置を全中学校区に拡充するための経費として341万円を、5 留守家庭児童育成クラブ事業の市立留守家庭児童育成クラブ運営事業、民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業で、民間留守家庭児童育成クラブの支援を拡充するとともに、川西、加茂、牧の台小学校の留守家庭児童育成クラブの増員を図るための経費として4,754万円を、6 文化財事業の文化財保存啓発事業で、市指定天然記念物をPRするために、案内板を設置するための経費として72万円を、7 文化財事業の文化財保存啓発事業と市長部局の公園改良事業の市内全般公園改良事業で、文化財の保存啓発に向けて、勝福寺古墳の周辺に散策路を整備するための経費として6億8,721万円を、8 公民館維持管理事業で、緑台公民館の耐震補強工事を実施するための経費として1,734万円を、9 保育所整備事業の小規模保育事業施設整備事業、認定こども園整備事業の認定こども園整備事業で民間保育施設の開設や増改築に係る経費に対する補助を実施するための経費として3億9,803万円を、10 認定こども園整備事業の(仮称)市立加茂こども園整備事業、(仮称)市立川西こども園整備事業で、幼稚園・保育所を一体化した認定こども園の整備を行うための経費として8億3,885万円を計上しております。なお、認定こども園整備に係る経費については、それぞれ6億7,132万5千円と1億435万5千円を3月補正予算に計上し繰り越す予定としております。11歳入で認定こども園保育料、幼稚園保

育料で、市立幼稚園と認定こども園の1号認定児童について、低所得世帯を対象に保育料を無償とします。12 保育所運営事業の市立保育所運営事業で就学前の教育・保育と小学校の教育が円滑に接続できるよう、接続期カリキュラムの検討を進めるための経費として16万円を、13 保育所運営事業の民間保育所運営支援事業で病児保育を実施するための経費として202万円を、14 認定こども園運営事業の市立認定こども園運営事業で、保育業務管理システムを導入するための経費として82万円を、15 子育て世代包括支援事業等の妊娠・出産・子育て支援事業等で、こども・若者ステーションを開設するための経費として6,560万円を、16 小学校施設維持管理事業、中学校施設維持管理事業で小学校1校、中学校2校の運動場の改良工事を行うための経費として1,810万円を、17 中学校エレベータ整備事業で、川西南中学校にエレベータを整備するための経費として2,300万円を計上しています。

それでは3ページの表に戻っていただき、費目ごとの増減状況について順次ご説明させていただきます。なお、増減額の説明にあたりましては、比較増減額の大きなものについてご説明させていただきます。

それではまず、民生費児童福祉費の児童福祉推進費です。

01 児童福祉推進費の減は、主に、こども・若者ステーションの開設により一時預かり事業などの新規事業に係る経費が増となるものの、市内の中学生までの子どもがいる家庭に支給する児童手当給付金の減などによるものでございます。02 青少年支援費の減は、主に人件費の減によるものでございます。03 保育所費の増は、牧の台みどりこども園の整備に係る経費や、民間保育所整備に係る経費が30年度は全て減となるものとなります。皆減となるものの小規模保育事業所や民間認定こども園の施設整備に係る補助経費が増額となることから、市立認定こども園の運営経費が増となることなどによるものです。

次に、教育費の教育振興費でございます。このうち01 教育総務費の減は、主に人件費の減によるものでございます。02 教育振興費の減は、主に、学校教育振興団体補助事業に係る予算を幼稚園費に移管したことなどによるものでございます。03 学校教育推進費の増は、主に、就学援助費の新入学用品費及び給食費の単価増額によるものや、ALTやスクールソーシャルワーカーの配置拡充によるもの、川西、加茂、牧の台小学校内の留守家庭児童育成クラブの指導員を増員することなどによるものでございます。

次に、小学校費でございます。01 学校運営費の増は、空調設備保守等のPFI委託料や教育用ICT機器等の更新などによるものでございます。

0 2 学校給食費の増は、給食室の大規模修繕や回転釜のリース期間増などによる増額のほか、新たにノロウイルス検査を実施することなどによるものでございます。

次に、中学校費でございます。0 1 学校運営費の増は、中学校教職員人事管理事業で、障害児加配の賃金が校種変更により減となるものの、空調設備保守等の P F I 委託料などが増となることによるものです。

次に、幼稚園費でございます。0 1 幼稚園運営費の減は、空調設備保守費用や学校教育振興団体補助事業に係る予算が増となるものの、市立認定こども園の開園に伴い、幼稚園の職員数が減となることによるものでございます。

次に、特別支援学校費でございます。0 1 学校運営費の減は、特別支援学校教育支援事業で、空調設備保守等の P F I 委託料や教育用 I C T 機器の更新により増となるものの、児童生徒の通学用介護タクシーを 3 台から 2 台へ減らしたこと及び人件費の減などによるものでございます。

次に、施設費であります。施設費の減は、川西南中学校のエレベータ設置に伴う設計費等により増となるものの、空調設備等の P F I 事業が完了したことなどにより減となるものでございます。

最後に生涯学習費でございます。0 2 生涯学習推進費の減は、主に、(仮称) 里山センター整備事業が教育費から商工費の観光推進事業に移管されたことなどにより減額となるものでございます。0 3 文化財費の増は、主に、史跡加茂遺跡買上げ事業や郷土館駐車場整備及び旧平賀邸修繕経費の完了などにより減となるものの、勝福寺古墳周辺散策路整備事業に係る土地買い上げ等に係る経費の増によるものでございます。0 5 公民館費の増は、人件費の減のほか、キセラ川西プラザオープンにあたり、中央公民館の維持管理経費が年度途中で不要となることなどにより減となるものの、緑台公民館の耐震補強等工事や中央公民館の移転に係る費用などによる増となるものです。0 6 図書館費の減は、人件費のほか、図書館コンピューターシステムを再リースとしたことなどにより減となるものでございます。

以上が、平成 3 0 年度の教育委員会関係予算のうち新規拡充予算及び主な増減理由でございます。なお、4 ページでは、民生費と教育費に分けて予算割合と前年度との比較をグラフで示しております。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長

それでは、お諮りいたします。報告第 3 号につきましては、これを承認

することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第3号につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第5、議案第8号「平成30年度における川西市教育推進方針の策定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども未来部長
(中塚) それでは、議案第8号「平成30年度における川西教育推進方針の策定について」ご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。本案は、これまで協議会等で委員の皆様からご意見を頂戴してまいりました「川西の教育」平成30年度推進の方向につきまして、本日、正式にご提案させていただくものでございます。

川西市におきましては、教育委員会の基本的な方針を定める教育振興基本計画につきましては、第5次総合計画をもってあてさせていただいており、具体的に教育を進めていく上での内容につきましては、この「川西の教育」の中でご提案させていただいております。

平成30年度は第5次総合計画後期基本計画の初年度となります。大きくは昨年度を踏襲する形で編集させていただいておりますが、11ページ以降の見出しとしている基本方針の下に「後期基本計画の施策」として、関係する施策を列挙する形に変更したほか、写真や来年度の取り組みなどを反映させる形で修正を加え作成いたしました。

それでは、恐れ入ります、8ページをお開き下さい。表紙ですが、黒川地区の台場クヌギの写真を大きく配置しています。

9ページにおきまして、「地域と人の輪でつくる 育ち学び合う教育の推進」という基本理念と、4つのめざす人間像については、従来通りとさせていただきます。目指す人間像の下の囲み部分の下から3行目で「前期基本計画」とあったものを「後期基本計画」に変更しております。恐れ入ります、10ページをお願いいたします。5つの基本方針につきましては、市立認定こども園が開園することから、「保育所・幼稚園・学校」と列記していましたが、「認定こども園」を追加しております。11ページ以降についても同様の修正を行っております。

続きまして、11ページから14ページまでは5つの基本方針に区分し

掲載しております。まず、11ページの「地域に根ざした子育て・教育を推進します」では、で示す3項目「保育所・認定こども園・幼稚園・学校・家庭・地域の連携の推進」、「保育所・認定こども園・幼稚園・学校の教育連携の強化」、「子ども・若者の成長と自立支援の推進」に区分し、3つ目の「子ども・若者の成長と自立支援の推進」の3つ目のをこども・若者ステーションが開設する予定でありますことから、「子ども・若者総合相談センター(こども・若者ステーション)における相談窓口・居場所等の運営」に変更しております。

続きまして、「未来を切り拓き、たくましく生き抜く力を育みます」では、5項目、「魅力ある乳幼児期からの教育・保育の推進」「確かな学力を育む教育の充実」「自立して未来を切り拓く態度の育成」「自立と社会参加をめざす特別支援教育の充実」「教職員の資質・指導力の向上」に区分し、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各項目を集約変更しております。具体的には、2つ目のの4つ目のでございます。「『主体的・対話的で深い学び』の視点による授業改善」、恐れ入ります、12ページを開いていただきまして、3つ目の、その中の3つ目の「英語によるコミュニケーション能力や語学力の育成等、グローバル化に対応した教育の推進」を追加し、その上の2つ「教育活動全体を通じたキャリア教育の推進」と、次の「自己実現に向けた進路指導の充実」を基本方針のの区分から、下の「『先輩に学ぼう』の実施」をの区分からそれぞれ集約し、「自立して未来を切り拓く態度の育成」を設けております。5つ目の「教職員の資質・指導力の向上」では、2つ目の「教職員の勤務時間適正化の推進」を追加し、3つ目のの「部活動における外部コーチの活用」をの区分から集約し、5つ目ので単に「指定研究」とあったものを「指定研究の改善及び課題別研究」と変更しております。また、昨年度の「系統的・発展的及び横断的な研修体制の充実」という項目は他の研修に関する項目と重複するものとして、削除しております。

次の「互いを認め合い、共に生きる態度を育みます」では、5項目「人間形成の基盤となる豊かな心を育む教育の充実」「生きる力を育む体験活動の推進」「生命を守り、共生の心を育てる教育の充実」「教育相談体制の充実」、13ページにわたりまして「教育機会の均等の推進」に区分し、1つ目の「人間形成の基盤となる豊かな心を育む教育の充実」では、2つ目の「問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応における組織的対応の充実」を、3つ目のの「生命を守り、共生の心を育てる教育の充実」では、2つ目の「乳幼児とのふれあいを通じた体験事業の実施」を追加しております。

次の13ページにわたっていきまして、次の「参画と協働を支える生涯学習を推進します」では、4項目「生涯にわたり質の高い学習を可能にする環境の充実」「市民の参画と協働の力を高める生涯学習の充実」「社会教育施設の機能の充実」「文化財の保存と活用による新たな価値の創造」に区分しており、大きな変更はございません。

次の「安全で安心できる快適な教育環境を整備します」では6項目「食育等を通じた子どもの健康づくりの充実」「教育行政推進体制の充実」「教育情報の積極的な発信」「子どもの安全を守る教育環境の整備」「安全・安心で快適な教育施設の整備」「社会の変化に対応できる教育環境の整備」に区分し、5つ目の「安全・安心で快適な教育施設の整備」で1つ目の「児童生徒数の変化や施設の長寿命化などに対応した学校施設の計画的な整備」を追加しております。

最後に、15ページ、そこに市長の施政方針のうち、教育委員会関連事業を「学校教育関係」「就学前教育・保育関係」「社会教育関係」「子育て支援関係」の4つに分類し、掲載させていただいております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第8号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第6、議案第9号「平成29年度川西市一般会計補正予算について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長 (藪内) それでは、議案第9号「平成29年度川西市一般会計補正予算」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の16ページをお開きください。

本案は、平成29年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係

予算について市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、平成29年度における教育委員会関係予算について補正する必要があるためでございます。

それでは、議案書の17ページをお開きください。平成29年度3月補正予算明細書によりご説明申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算に伴うものと、決算見込み額による歳入歳出予算の補正が主な内容でございます。

まず、歳入ですが、一般会計補正予算の歳入区分の内、教育委員会に係る部分20項目を抜き出して掲載しております。

所属につきましては、こども・若者政策課から公共施設マネジメント室まで7所管で、項の名称は、使用料、国庫負担金、国庫補助金、県負担金、県補助金、雑入の6区分でございます。それぞれ所属ごとに財政課へ補正予算要求をした費目の名称、補正要求額、補正等の理由を掲載しております。

それでは、上から所属ごとに順次説明させていただきますが、補助金等の交付対象者や手当等の支給対象者の増減及び業務委託料等の契約差金による補正については、説明を割愛させていただきます。

まず、こども・若者政策課所管のNO.1では、次世代育成支援対策施設整備交付金において、牧の台みどりこども園に設置する地域子育て支援施設整備に対する補助金を計上したため162万7千円を増額するものでございます。

次に子育て・家庭支援課所管のNO.10では、過年度分の児童手当国庫負担金が精算により不足したため、133万6千円を雑入として収入するものです。

次に、こども育成課所管のNO.11、12では、保育士の処遇改善加算の拡充等により保育所等運営費の増額が見込まれるためそれぞれ8,277万円と5,105万円を増額するものでございます。また、NO.13、14では、保育所運営費国庫負担金及び県負担金において、平成28年度の負担金の精算による追加交付のため、それぞれ3,276万3千円と2,733万円を増額するものでございます。

次に、教育相談センター所管のNO.15では、医療的ケア事業費補助金において県補助金の交付決定により196万1千円を増額するものです。

次に、社会教育・文化財課所管のNO.16では、レフネックの受講者が当初見込みより少なかったため受講料収入131万3千円を減額するものでございます。

次に、地域こども支援課所管のNO.17では、入所登録児童数が当初見込みより少なかったことにより、育成料377万8千円を減額し、NO.18、19では、民間クラブの施設整備に係る費用が当初見込みより少なかったこと及び入所登録児童数が当初見込みより少なかったことにより、それぞれ3,479万9千円と2,662万円を減額しようとするものでございます。

次に公共施設マネジメント室所管のNO.20では、市立認定こども園の整備について、学校施設環境改善交付金を活用するため、申請時期を前倒しし、9,692万8千円を増額するものです。

続きまして、歳出でございますが、18ページをお開きください。

NO.1からNO.36まで11所属に分類し、掲載しておりまして、決算見込みにより、概ね100万円以上の不用額が見込まれるものについて補正を行っております。また、NO.19、21については、財源更正となっておりますが、これは特定財源となる歳入の増減に伴い、歳出の財源となる特定財源及び一般財源を増減額するもので、実質的な事業内容の変更はございません。

まず、教職員課所管のNO.1の教職員事務事業委託料では、県費負担教職員に係る健康診断受診者数が当初見込みより少なかったため100万円を減額し、NO.2、3の小・中学校教職員人事管理事業の賃金では、臨時職員の一時金及び通勤補助が当初見込みより少なかったため及び校種の変更を行ったため、それぞれ250万円と500万円を減額し、NO.4の特別支援学校教職員人事管理事業の賃金では、臨時職員の雇用日数が当初見込みより少なかったため、200万円を減額しようとするものでございます。

次にこども・若者政策課所管のNO.5から10の市立幼稚園・保育所一体化施設整備事業において、学校施設環境改善交付金を確保するため、国の補正予算で事業を計上したことにより、それぞれの、需用費で97万円、役務費で300万円、委託料で2,300万円、工事請負費で7億円、備品購入費で4,000万円、負担金、補助及び交付金で871万円を増額しようとするものでございます。

次に、子育て・家庭支援課所管のNO.11から14では、それぞれの事業で対象者が当初見込みより少なかったことにより、300万8千円、173万5千円、6,680万円、2,517万7千円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、こども育成課所管のNO.15、16では、保育所、認定こども園等の保育士の処遇改善加算の拡充等により、それぞれ9,016万9千

円と7,640万1千円を増額するものでございます。

学務課所管のNO.17では、黒川から通学する児童生徒の交通手段の変更及び夏休み等の通学日数が当初見込みより少なかったことにより108万1千円を減額し、NO.18では、奨学金の募集に対し、定員に満たなかったこと及び辞退者や休学者がいたことにより708万円を減額するものでございます。

次に、学校指導課所管のNO.20では、教育用ICT機器等更新の入札差金により109万5千円を減額するものでございます。

次に社会教育・文化財課所管のNO.22から25の文化財事業では、史跡加茂遺跡買上げに伴う相続財産管理人申立てに係る供託金及び土地購入費が当初見込みより少なかったことにより、それぞれ報償費で112万円、公有財産購入費で4,881万円を、また、土地の購入に予定よりも時間を要したことにより取得後の土地の整備が翌年度の実施となるため、委託料及び工事請負費をそれぞれ200万円ずつ減額するものでございます。

次に、地域こども支援課所管のNO.26,27では、育成クラブの嘱託職員、臨時職員の配置が当初見込みより少なかったため、それぞれ報酬で500万円、賃金で2,500万円を減額し、NO.28では、民間クラブの施設整備に係る費用が当初見込みより少なかったこと及び入所登録児童数が当初見込みより少なかったことにより負担金、補助及び交付金で4,260万7千円を減額するものです。また、NO.29留守家庭児童育成クラブ事業償還金、利子及び割引料では、平成28年度国庫補助金の返納のため、1,060万4千円を増額するものでございます。

次に、中央公民館所管のNO.30では、(仮称)里山センター整備事業において、事業実施の調整に時間を要し、実施設計に至らなかったため1,500万円を減額するものでございます。また、NO.31から33では、当初見込みとの差額や入札差金をそれぞれ100万円、700万円、100万円を減額するものでございます。

次に、中央図書館所管のNO.34では、嘱託職員の育児休業取得により、報酬を130万円減額するものでございます。

次に公共施設マネジメント室所管のNO.35では、けやき坂小学校の仮設校舎賃貸借に係る入札差金及びリース期間短縮により841万4千円を減額し、NO.36では、幼稚園の空調設備新設工事に係る入札差金で181万6千円を減額するものでございます。

続きまして、19ページをお開きください。継続費補正でございます。市立幼稚園・保育所一体化施設整備事業では、(仮称)市立川西こども

園整備について、3年間で総額5億4,218万5千円、年割額を平成29年度は、先ほどの歳出のNO.5から10の合計額7億7,568万円のうちの1億433万5千円、平成30年度は0円、平成31年度は4億3,783万円で設定し、平成29年度分については、平成30年度6月補正で、継続費繰越され、平成30年度に事業実施されます。学校施設環境改善交付金を確保するための補正でございます。

続きまして、繰越明許費補正でございます。市立幼稚園・保育所一体化施設整備事業では、(仮称)市立加茂こども園整備について、6億7,132万5千円を計上しており、これは、先ほどの歳出のNO.5から10の合計額から、先ほどの継続費補正の平成29年度年割額を除いた金額でございます。本予算は、昨年度補正予算に継続費補正として計上していましたが、学校施設環境改善交付金を確保するため、改めて平成29年度補正予算に計上し、30年度に繰り越ししようとするものでございます。

文化財事業では、台風21号の被害により、歴史民俗資料館の修繕を行う予定でありましたが、屋根材である茅の調達に時間を要し、年度内に修繕を完了することが困難であることから繰り越ししようとするものでございます。

以上、平成29年度3月補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第9号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第7、議案第10号「川西市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教職員課長補佐 それでは、議案第10号「川西市一般職の職員の給与に関する条例の一

(岸本)

部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

それでは、議案第10号、川西市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本件は、川西市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決を求めるものでございます。

提案理由としては、一般職の職員の給与体系の適正化を図るため、条例の一部を改正する必要があるものです。

これは現在、保育士は行政職給料表を、幼稚園教諭は教育職給料表の適用を受けており、給与面での差異があり、来年度の4月に市立の幼保連携型認定こども園を開園するに際し、幼稚園教諭と保育士が同一の職場(認定こども園)で勤務することとなり、新たな勤務形態の構築とともに幼稚園教諭と保育士の間で差異のある給料を一本化する必要が生じたものでございます。

議案書21ページから改正する条例のうち、教育委員会に係る部分を抜き出しております。議案書26ページに「別表第4」として、新たな給料表を、議案書30ページに「別表第5」として、級別標準的職務表を示しております。今回の給料表では、これまでの教育職給料表では1級から4級までに区分しておりましたが、新たに行政職の主任級に相当する3級と、課長級の6級を加え、1級から6級までに区分しております。

また、今回の給料表は現行の行政職給料表をベースとした新たな給料表ですが、基本は、現在の行政職給料表と同じであり、職員構成の問題から新給料表では3級の100号給から120号給までと、5級の80号給から100号給までの継ぎ足しを行っております。また、新給料表の適用に当たっては、採用時からその適用があったのものとして再格付けを行いますが、この際、初任給の格付けを現在の保育士の初任給よりも2号給高で再格付けを行うものとします。

次に、議案書の31ページをご覧ください。今回の条例改正の新旧対照表でございます。まず、第2条の2において、給料の教職調整額について示しております。

給特法に基づく給与月額4%相当を支給する教職調整額の対象については、現行どおり幼稚園勤務の幼稚園教諭のみとし、保育所、認定こども園勤務者(保育士、保育教諭)は対象外といたします。また、管理職手当が支給されている幼稚園の教頭及び園長、さらに再任用教員につきましても支給されていた教職調整額については、制度の適正化の観点から今年度限

りで廃止するものとします。

最後に付則といたしまして、号給の切替に伴う経過措置として、現給保証について記載しております。

これは、新たな教育・保育職給料表への再格付けにより移行前の給与より低額となる場合には、移行前の給与月額において現給保障しようとするものです。ただし、現給保障の期間は3年間、平成33年3月31日までとする旨、規定しております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第10号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号につきましては、可決されました。

牛尾教育長

では次に、日程第8、議案第11号「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

地域こども支援
課長(大屋敷)

それでは、議案第11号「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書32ページをお開きください。

改正しようとする内容は、川西市留守家庭児童育成クラブを新たに設置するため、規則の一部を改正するものでございます。

それでは内容につきましてご説明いたします。改正内容は議案書33ページのとおりですが、詳しくは34ページの新旧対照表によりご説明いたします。

留守家庭児童育成クラブにおきまして、入所希望児童の増加に対応するとともに、適正なクラブ規模での運営を行うため、川西市立川西小学校内

の現行の「つくしんぼクラブ」、「めだかクラブ」に1クラブ増設するものです。

規則第4条に規定する別表第1の留守家庭児童育成クラブの名称及び定員において、「つくしんぼクラブ」、「定員40人」と「めだかクラブ」、「定員40人」の間に、「つばめクラブ」「定員40人」を追加しようとするものであります。

なお、この規則は、平成30年4月1日付で施行しようとするものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員 待機なさってる方がたくさんいらっしゃって、この度も1クラブ増設までこぎつけたこと、お疲れさまでございました。1クラブで40名増員となりますが、まだ待機が出る予定なのか、そのあたりはどうでしょうか。

地域こども支援課長(大屋敷) 年々、待機ということで入所者数がすごく増えていますが、川西小学校につきましては今回1クラブ増設させていただいて、今まで待機対策としてさせていただいております2割増というところを運用させていただくことによりまして、川西小学校につきましては待機児童ゼロという形になる予定です。

磯部委員 ありがとうございます。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第11号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第9、議案第12号「川西市指定文化財(天然記念物)ガイドラインについて」であります。事務局から説明をお願いいたします。

社会教育・文化財課長（井上） それでは、「議案第12号 川西市指定文化財（天然記念物）ガイドラインについて」ご説明いたします。

議案書の35ページから40ページをあわせてご覧ください。

市内には、天然記念物に相当する貴重な自然がまだ多く残されており、これら貴重な自然を天然記念物指定していくにあたり、その規準や逆にすでに指定されたものを解除するための規準が必要となってきました。つきましては、今後、川西市教育委員会が天然記念物指定を計画的に進めていくにあたって、これらの規準および天然記念物の管理について、平成29年2月16日の定例教育委員会で議決されました「議案4号天然記念物指定について」に基づき、川西市指定文化財（天然記念物）ガイドラインを定めることとしましたので、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決を求めようというものです。

まず、ガイドラインの説明をさせていただきます。まず1といたしまして、平成30年1月現在、指定されている天然記念物は、38ページの表1、39ページの図1にあるとおり、照葉樹林が1件、照葉二次林が1件、カヤの巨樹が1件、エドヒガンの個体群が4件、夏緑樹林が1件、台場クヌギ個体群が1件の計9件です。

2つ目に、指定規準として、文化財保護法及び川西市文化財保護条例に示す天然記念物の規準を満たしているもの、兵庫県自然環境課の発行する兵庫県版レッドデータブック2010(2011～2017年の追加、修正等含む)に記載されている40ページの表2に示した植物群落(単一群落)、同じく植物群落(群落複合)、生態系、所有者からの天然記念物指定の申請あるいは指定に対して所有者の承認があり、また対象物の保全、管理の方向や管理者が明らかになっているもの、以上3件の条件が満足されているものを平成23年以降天然記念物として指定してまいりました。今後も以上3条件を満たすものを候補とすることとし、3条件を満たさないもの(例えば、巨樹、銘木、新たに発見された重要な個体群、群落、生態系などについては、教育委員会事務局で十分に調査したうえで、天然記念物に該当すると認められた時に指定の候補とする。)。候補については、教育長が天然記念物に値するかどうかの審査を川西市文化財審議委員会に諮問するということさせていただきます。

3としまして、天然記念物未指定のエドヒガン、台場クヌギ等の取扱いについて述べさせていただきます。エドヒガン、台場クヌギにつきましては兵庫県版レッドデータブックに記載されている重要な植物および植物個体群であり、川西市全体として保全すべきものであることと、川西市環境創造課が作成しました「生物多様性ふるさと川西戦略」中にもまと

められております。また、それに沿ってエドヒガン個体群4件、台場クヌギ個体群1件が天然記念物指定にされてきたところでございます。しかし、未指定のエドヒガン、台場クヌギの保全や管理の具体的な取扱いについては「生物多様性ふるさと川西戦略」にも記載されておらず、大径木のエドヒガンや台場クヌギの移植、およびエドヒガンの伐採などの行為は生物多様性保全の視点から望ましいこととは言えないながらも、それらの行為は防災等の視点から行われることもあり、簡単に適否を教育委員会で判断することはできない。また、レッドリスト記載の生物についての対応は教育委員会ではなく、市長部局の所掌であることから、未指定のエドヒガンや台場クヌギについての、今後の対応につきましては「生物多様性ふるさと川西戦略」などの施策を推進していく中で、市長部局で検討すべきと考えられ、教育委員会としては、天然記念物未指定のエドヒガン、台場クヌギの中で、天然記念物指定規準の3条件を満たすものについて天然記念物指定という対応が可能であるとしております。

4としまして、指定解除規準として、指定された巨木、銘木等が枯死した場合、あるいは、生存しているが保全処置をしても枯死、倒木のおそれがある場合、指定された個体群、群落、生態系の大半が山火事等によって失われ、個体群、群落、生態系の再生が困難な場合（なお、無許可で群落の伐採等の行為をした時は条例違反であり、保全・回復の処置をとらせる必要があり、指定解除の前に指導が必要である。）、群落の位置が不明確、あるいは群落の存在自体が確認できない場合、以上のいずれかの条件に該当するものを指定解除の候補とし、指定の場合と同様に川西市文化財審議委員会に諮問するとします。

それから、5、管理指針としまして、指定された巨木、銘木等についてはそれらが十分な生育を続けられるように病虫害の対策、剪定・整枝、施肥・灌水などの管理を行うこと、指定された巨木、銘木等の伐採、枝切り、移植などの個体維持が困難になるようなことは行わないこと、指定された巨木、銘木等については長期的には枯死するので、後継樹の育成が望まれること、指定された群落、個体群についてはそれらが持続するよう、シカ対策、人の立入り対策、病虫害対策、除草、雑木の除伐、対象種の間伐などの管理を行うこと、指定された群落、個体群の構成木が枯死し、ギャップ（欠所）が生じたり、個体数が減少した場合、それらの樹木の苗木を補植すること。それらの苗木は同一地域に生育する樹木より採取した種子より育てた地域性苗木であること、指定された群落、個体群の構成木について、密生した場合の間伐および指定域内への移植を除き、伐採や他地域に移植等は行わないこととする。（なお、指定域内で採取し

た種子より育てた苗の他地域への移植は、指定された群落、個体群に影響を与えないので、問題ではない。)

以上がガイドラインの説明でございます。以上、よろしくご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

服部委員

川西市は、今まで6年間で6件の天然記念物を指定しております。その6件という数字は全国の中でトップです。ほかの地域は、天然記念物について指定が最近ではほとんどされていないということになります。川西だけがなぜ突出したような形で天然記念物を指定するかということなのですが、実際にはほかの教育委員会も含めて、天然記念物に対して理解のあるような行動が進められてないというのが第1点であると思います。その中で、川西の場合は天然記念物に対する理解が非常に進んでいるということ、それから先日もシンポジウムがありましたけれども、自分たちの守っているところの群落が天然記念物に指定されたことで、非常にやる気が増したというようなことがたくさん出てますので、天然記念物指定というのは、本来進めなければならなかったということだと思います。

ただ、そのときに天然記念物に指定するにあたって、では川西の場合、一体どんな規準で天然記念物を指定するのかというのがいろいろ問題になる場合があるということで、ガイドラインということをつくらなければならないと思います。

そのガイドラインというのは、兵庫県の自然環境課が作っております絶滅危惧種、危惧群落のレッドリストというのがあります。それは非常に重要で、天然記念物に該当するぐらいの価値があるというような基準で指定したものなんですけれども、そういう基準がありますので、その基準に従って順次、天然記念物を指定していくというように考えているというところであります。

それで一つお聞きしたいんですけれども、今度3月20日に文化財審議委員会が開かれる予定だと思いますが、そのときに天然記念物指定というのは何件か進むんでしょうか。

まなび支援室長
(栞川)

3月に文化財審議委員会を開催する予定をしております。その中で、今の予定でいきますと2件の物件について申請を出していただいて、審議をしていただくというふうな計画をしております。また、詳細につきましては、報告ができる段階でさせていただきますと思います。よろしくお願い

します。

服部委員 わかりました。

牛尾教育長 ほかにございませんか。
それでは、お諮りいたします。議案第12号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第12号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第10、議案第13号「川西市登録文化遺産保護制度について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

社会教育・文化財課長(井上) それでは、議案第13号「川西市登録文化遺産保護制度について」ご説明いたします。議案書は41ページから43ページになっております。あわせてご覧ください。
現在、川西市には、国指定の文化財が14件、県指定文化財が18件、市指定文化財が38件、国の登録文化財が3件あります。これら指定文化財は、法、条例等で保護されているところですが、川西市内には、地域の文化遺産として歴史的、文化的価値は認められるものの、従来の法や条例では所有者の確定等の要件を満たすことができず、指定に至っていない物や伝説、伝承などのように、これまでの文化財の定義には納まりきらない事例もあります。それらを市の登録文化遺産と名付け、地域文化財への愛着、愛護意識を高め、さらには地域、学校での郷土学習や観光資源として活用するなど、これらの価値を広く市民に知ってもらい、共有しながら後世へ継承していくことを目的に、このたび、「川西市登録文化遺産保護制度」を創設するため、本案を提出し、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の既定により議決を求めようとするものです。
では、この制度の運用にあたり、42ページから43ページの「川西市登録文化遺産保護要綱」を定めてまいります。その内容について、ご説明いたします。まず、第1条に目的としまして、これまでの指定文化財以外に地域の文化遺産として親しまれ、歴史的文化的に価値のあるものを広く市民に周知するため、川西市登録文化遺産として登録することに関し必要

な事項を定める。第2条でこの要綱でいう文化遺産の定義について、文化財保護法第2条第1項各号に掲げる文化財のほか、それ以外の歴史的文化的な価値のあるものをいう。文化遺産の登録ということで、第3条で文化財保護法、兵庫県文化財保護条例及び川西市文化財保護条例の規定により指定されたもの以外の文化遺産を、「市登録文化遺産」として登録することができるとし、第4条で、市登録文化遺産の登録を行うときは、当該文化遺産の所有者等の同意を得るものとする。ただし、当該文化遺産の性質上同意を得ることが不適當な場合又は当該所有者等が判明しない場合は、この限りではないとする。登録の抹消については、第5条で(1)市登録文化遺産が法、県条例又は市条例により指定又は登録を受けたとき。(2)市登録文化遺産としての価値を失ったとき。(3)その他特別の理由があると認めたととき。以上、それら各号のいずれかに該当すると市教育委員会が認めたとときは、その登録を抹消することとする。

登録、抹消に関わる通知については第6条で、教育委員会は、第3条の規定による登録を行うとき又は前条の規定による登録の抹消を行うときは、その旨を所有者等に対して通知しなければならない。ただし、当該文化遺産の性質上通知することが不適當な場合又は当該所有者等が判明しない場合は、この限りではないとする。第7条では、届け出に関して定めており、市登録文化遺産の所有者等は(1)所有者等の変更があったとき、(2)所在の変更があったとき、(3)市登録文化遺産の全部又は一部が滅失、損傷、亡失又は盗難にあったとき、(4)その他市登録文化遺産の保存に影響をおよぼすおそれがあるときとし、これら、事項に該当するときは教育委員会教育委員会に届出をするものとする。ただし、当該の文化遺産の性質上届出をすることが不適當な場合又は当該所有者が判明しない場合は、この限りではない。第8条では、教育委員会は、市登録文化遺産の所有者等に対し、その管理保護について必要な指導又は助言を行うものとする。

また、第9条では、教育委員会は、市登録文化遺産の登録及びその抹消について、市条例第12条に規定する川西市文化財審議委員会に諮問することができることと定めております。

補則としまして、第10条、この要綱の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定めるとします。付則として、この要綱は平成30年3月1日から施行しようとしています。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長 よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。議案第13号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第13号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第11、諸報告であります。諸報告1「生涯学習短期大学平成30年度入学案内について」事務局から報告をお願いいたします。

社会教育・文化財課長(井上) それでは、諸報告1「生涯学習短期大学平成30年度入学案内について」ご報告します。資料1をご覧ください。

まず、今回募集いたします第25期生の学科ですが、「景観園芸学科」と「地域文化論学科」の2学科です。初めに「景観園芸学科」を6ページから9ページに掲載しております。1年次では「植物と人の関わりを様々な切り口で学ぶ」をテーマに兵庫県立淡路景観園芸学校、兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科の先生にご指導いただきます。「地域文化論学科」につきましては、10ページから13ページに掲載しております。1年次では「日本を含めた世界のなかの「地域」間のつながり・地域文化を考える」ということで、神戸大学大学院国際文化学研究科の先生を中心に指導をいただきます。

次に24期生の2年次となる学科「水産学科」と「文化遺産学科」についてですが、1年次生が2年次生に上がりますので、今回は募集をいたしません。

2学科の案内は、14ページから23ページに掲載しております。「水産学科」は、来年度は「これからの水産業と水産研究の取り組み」をテーマに今年度に引き続きまして、近畿大学農学部水産学科の先生にご指導いただきます。「文化遺産学科」は、「なにわ・大阪を中心に文化遺産を学ぶ」をテーマにこちらも今年度に引き続きまして、関西大学文学部の先生を中心に指導いただきます。

講義数は各学科とも年間20回で、アステホールにおいて5月下旬から12月初めにかけて実施いたします。また、24ページから26ページで、レフネック学生以外の方も対象とした、オープン講座3コースを紹介しております。1つは「大阪の笑い文化」、2つ目として「地球を優

しく包む包装食品～食の安全の追及～」、こちらは地元の東洋食品工業短期大学のほうと連携という形になっております。それから、3つ目「医療の最前線、3Dプリンティング技術」の3コースです。

なお、入学案内冊子につきましては、3月1日より市役所、各公民館、アステ市民プラザや、みつなかホールなど文化施設等で配布するとともに、チラシを作成し、一部自治会に回覧をしていく予定としております。あわせて市広報誌3月号、市ホームページ及び今回もフェイスブックでの募集案内の掲載を予定しております。専攻学科25期生の募集につきましては、3月31日までの募集とする予定にしております。

以上、生涯学習短期大学平成30年度入学案内についての説明を終わらせていただきます。

牛尾教育長 只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

服部委員 予算の説明の中で、定員が満たなかったというようなお話がありましたが、何人ぐらい減ったんでしょうか。

社会教育・文化財課長（井上） 定員のほうは、すべての学科100名ということになっておるんですが、平成29年度募集しました水産学科と文化遺産学科につきましてはともに定員割れをしております、水産学科のほうは65名、文化遺産学科が82名の合計147名ということで、53名ほど少ない形になっております。以上です。

牛尾教育長 よろしいでしょうか。

服部委員 もう1点、水産学科のテーマを見せていただきますと、それぞれの先生方で独自に自分の思いを発表されていて、周りとの関連がないというようなものが結構多いんですが、そういうようなことでの人気の低下みたいなことはないんでしょうか。

社会教育・文化財課長（井上） 確かに、取り上げました学科の中身を見られまして、興味を持っていただけないような内容、20回の2年間という形になります。計40回というところで興味を持っていただけるような、そういうプログラム、カリキュラムになってないというのも、確かに募集定員に満たないというような原因の1つであろうかと思えますし、まだこれから先どういう動向が出てくるかわからないんですが、社会的にもそういう市民向けの大学という

ころの部分で、社会的要求なところが低下してきているのかなというところ、今年だけの状況では判断しかねるところはあるんですが、プログラムもありますし、そのようなところの部分も考えていけない、判断の材料になるのかなというところで、定員数を少しでも多く、定員を満たしていくというところの部分で、以前の生涯学習センターより各学科とも30名定員増えておりますので、その部分を押さえていくというところで、広報、周知の部分で徹底していききたいということと、今、服部委員にご指摘いただきましたが、その辺、興味を持ってもらえるプログラム、あとその内容のところできちんと起承転結になるようなプログラムをつくっていただけるように、もう少し大学と、あるいはその大学以外でのそういう先生にお願いするときに当たっていききたいなというふうに思っております。

何分にも、その辺のところを徹底できてなかったというところで、事務局としては力足らずだったことがあるのかなということは反省しております。

次年度、またどういう形で定員を満たして、募集、応募があるかわかりませんが、その辺はしっかりと動向を確認しまして、今後、来年度からは高齢者大学も同じ事務室のほうで仕事をするという形になってくるところで、考えていけないといけないところは多分にあるというふうに考えております。

以上です。

服部委員

もう1点よろしいですか。来年度、平成30年度景観園芸学科から植物と人の関わりということで講座を開校していただけてますけれども、この彼らには自分の個別の話をするのではなくて、全体の講座の中での位置づけからきちんと連携を持って話してくれということ嫌というほど言ってるんです。嫌というほど言ってるんですが、実際にコーディネーターのような形の人がいないと、澤田君にお願いはしていますが、なかなか動いていかないわけですね。

前から提案していましたが、この講演料というのは非常に高額で、高額なのは別に悪いことではなくて、いい講義をするためにはそれは必要だと思っておりますが、その講演料の一部をコーディネーター料という形で使って、各回に対して全て責任を持ってもらうような講義のやり方をしないと、やっぱり全体としてどうしても責任が持てない。だからどんどん人に振ってやっていくという形になってしまうわけですね。だからそれは前にも提案しましたが、予算の使い方なんかで財政課と相談する、なかなか難しいというようなこともあると思っておりますが、やっぱり全体のコーディネ

ネーターというのをきちんと置いた形での講義のあり方というのをもう少し考えたほうが、20回、40回もあるわけですから、全体をつなげるためにはそれが必要なので、ぜひ考えていただければと思います。

それと、もう一つはこの生涯学習で学んだことをどう生かせるかということで、例えば、もう一つの日本を含めた世界の中の「地域」間つながりというふうなことを学んだときに、川西にどうやったら返せるのかなということ、それから水産もそうですが、何かもう少し川西に返せるような、生涯学習と学校教育が連携できるようなテーマというのを、もう少し選ばれてもいいのではないかと。

その受け手がそれだけいるかどうかというのは問題があって、そこにはものすごく苦勞をされているのはよくわかりますが、もう少しこちらの要求を出してもいいのではないかと。だからコーディネーターという形で置いておくとその人が動きますので、こちらが余り無理して動かなくてもその辺うまくいくんじゃないかというふうに思います。来年度以降、また検討していただければと思います。

以上です。

牛尾教育長

ありがとうございます。

加藤委員

今の服部先生と同じような話になりますけども、学習指導要領の改訂というのは、皆さんご存じのとおり、今回は社会に開かれた教育過程です。それをするための人材として、地域の人材を活用しなくては、その目標に向かっては動けない。ということは先生おっしゃられたように、そのカリキュラムがすごく大事になって、それを卒業した後に何かしら地域の教育に寄与できるような人材を育てるという立場でカリキュラムを組んでいただきたいと要望します。

以上です。

牛尾教育長

ありがとうございます。

それでは、諸報告1については以上といたします。

牛尾教育長

では、以上で本日の議事はすべて終わりました。

次回の定例教育委員会は、3月23日(金)午後2時から、教育相談センター研修室において開会の予定です。

牛尾教育長

これもちまして、第2回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。

す。お疲れ様でした。

[閉会 午後 3 時 1 7 分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成 3 0 年 3 月 2 3 日

署名委員 加 藤 隆一郎

鈴 木 温 美